

令和2年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願支援事業)
公募要領

◇公募期間◇

令和2年6月1日（月）～令和2年6月30日（火）

◇提出方法◇

郵送又は持参

郵送の場合・・・令和2年6月30日（火）必着

持参の場合・・・平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時

◇提出先◇

〒600-8813

京都府京都市下京区中堂寺南町134

公益財団法人京都高度技術研究所 地域産業活性化本部 企業成長支援部

令和2年5月

公益財団法人京都高度技術研究所

公益財団法京都高度技術研究所は、知的財産権を活用して外国への事業展開等を計画している京都市内の中小企業者等を支援するため、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）交付要綱（令和2年3月30日付け20200330特第3号）（以下「実施要綱」という。）及び中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領（令和2年3月31日付け20200330特第5号。以下「実施要領」という。）に基づき外国出願支援事業の公募を実施する。

1. 補助対象中小企業者等

- (1) 京都市内に本社を有し事業を実施している中小企業者等及びそれら中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること。

中小企業者とは、下表に示す事業者であること。

業種分類	資本金及び従業員
① ゴム製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下又は900人以下
② 旅館業	5,000万円以下又は200人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く）	3億円以下または300人以下
④ 卸売業	1億円以下又は100人以下
⑤ サービス業	5,000万円以下又は100人以下
⑥ 小売業	5,000万円以下又は50人以下

* 地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。

- (2) みなしだ企業に該当しないこと。
- (3) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること。
- (4) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等、あるいは助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認商標対策の意思を有している中小企業者等であること。
- (5) 補助金を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する選任代理人の協力が得られること、または同等の書類を自らの責任で提出できる中小企業者等であること。
- (6) 補助事業終了後の状況調査に積極的に協力すること。
- (7) 「暴力団排除に関する誓約事項」の記載内容に該当しないこと。

2 対象出願要件

- (1) 特許、実用新案、意匠、商標及び冒認対策商標の外国特許庁への出願であること。
- (2) 申請書提出時点において既に日本国特許庁に行っている出願(PCT国際出願を含む)であって、以下のいずれかの方法により、令和2年12月18日までに外国特許庁へ同一の出願を行い、令和3年1月18日までに実績報告書を提出することが可能であること。
 - ・パリ条約に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法
 - ・特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

(PCT出願を同国の国内段階に移行する方法)

※ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限ります。

また、受理官庁へのPCT出願及び国内移行までの各手続(国際段階の各手続)に係る費用は本補助金の対象にはなりません。

 - ・ハーグ協定議定書に基づき、外国特許庁への意匠出願を行う方法

※日本国をハーグ協定議定書に基づく出願の指定締約国に含んでいる案件に限りません。

 - ・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法- (3) 国内の先行技術調査等からみて外国での権利取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。

3. 助成対象経費

- ・外国特許庁への出願料・現地代理人費用　・国内代理人費用　・翻訳費用　など

4. 補助内容

- ・補助率 助成対象経費の1／2以内(ただし1,000円未満切り捨て)
 - ・特許 150万円以内／件
 - ・実用新案、意匠、商標(冒認対策商標は除く) 60万円以内／件
 - ・冒認対策商標 30万円以内／件
- ※1企業に対する一回計年度内の補助金の総額は300万円以内、消費税等を除く。

5. 受付期間

令和2年6月1日(月)～令和2年6月30日(火)

6. 申請方法

間接補助金交付申請書に記入のうえ、必要書類を添付し、持参又は郵送等により申込み。

- ・持 参：受付期間の平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
- ・郵 送：令和2年6月30日(火)必着
- ・電子メール：捺印が不要な書類に限り受付期間中のメール送信による提出も可能

宛先 : horimoto@astem.or.jp 件名 : 外国出願交付申請(企業名)

※捺印が必要な「間接補助金交付申請書」及び「協力承諾書」は、別途受付期間中に持参又はご郵送ください。

※一度、提出された資料の差替えはできません。

※受付期間を過ぎた間接補助金交付申請書等の提出(メール送信含む)は受け付ません。

7. 選考基準

申請者からの申請内容を、外部の有識者で構成する審査委員によって審査委員会で評価を行い、採否を決定する。

<選考基準>

①先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。

②補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。

または、補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること。

③産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

また、令和2年度から、過去において本補助金の支援実績のある事業者に対して、査定状況報告書、フォローアップ調査表の提出の有無が選考基準に加えられます。

交付申請書(様式第1-1 2.項 若しくは 様式第1-2 2.項)の申請に基づいてご対応いただけます。ご対応いただけない場合、選定はできませんのでご注意ください。

8. 留意点

- ・本補助金は当財団と独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)との併願申請を行うことはできない。
- ・公益財団法人京都産業21で採択された案件と同一内容(申請種別、出願国等)の申請を行うことはできない。
- ・交付決定日以前に発生した費用は、補助対象経費とならない。
- ・補助対象経費とならない費用は、企業の全額負担となる。
- ・本事業で交付決定された場合、企業名、所在地、出願権利種別等を公表する。

9. 問合せ・応募先

公益財団法人京都高度技術研究所

地域産業活性化本部 企業成長支援部 担当 堀本

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地

TEL: 075-366-5222 FAX: 075-315-6634

E-mail: horimoto@astem.or.jp

【補助金交付申請に係る添付書類一覧】

資料No.	添付書類	法人	個人事業者	事業協同組合	商工会・商工会議所	NPO法人
1	登記簿謄本の写し	○			○	○
	住民票の写し (※マイナンバーの記載のないもの)		○			
	定款			○		
2 (*1)	事業概要	○				
	事業者の概要		○			
	組合員名簿			○		
3 (*2)	役員等名簿（別紙）	○	○	○	○	○
4	直近2期分の決算書 (貸借対照表及び損益計算書) 等の写し等	○		○ (*6)	○	○
	直近2年分の確定申告書の控え等		○			
5	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類(*3)	○	○	○	○	○
6 (*4)	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） (財団公募要領の別紙参照)	○	○	○	○	○
8 (*5)	先行技術調査等の結果	○	○	○	○	○
9	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持ち分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	○	○	○	○	○
10	その他財団が定める事項（財団別紙参照） 外国特許庁への出願に要する経費に関する遂行状況報告書	採択決定後、補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の求めに応じて速やかに報告する。				

- *1 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。
- *2 「役員等名簿」については、別紙を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。
- *3 PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)
- *4 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かが分かるように記載すること。
- *5 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J－P l a t P a t (特許情報プラットフォーム) 等による検索結果の写し、P C T 国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。
※ J－P l a t P a t は国内出願分のみ検索が可能。海外の検査結果については TM-VIEW 等別途検索資料が必要。
- *6 認可庁等に報告しているもの。